

共通仕様書〔業務委託編〕新旧対照表

新	旧	備考
<p>土木設計業務等共通仕様書 共通編 第1章 総則 総則の運用</p> <p>第1102条、第1107条、第1108条関係</p> <p>(1) 【第1102条 用語の定義】、【<u>第1107条 管理技術者</u>】及び【<u>第1108条 照査技術者及び照査の実施</u>】の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑨いずれかの項目に該当する技術者とする。</p> <p>① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>② ①で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」</p> <p>③ RCCMの資格保有者</p> <p>④ 「RCCMの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者</p> <p>⑤ 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者</p> <p>⑥ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者</p> <p>⑦ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者</p> <p>⑧ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者</p> <p><u>⑨ 民間資格活用促進に係る実施要領で定める民間資格保有者</u></p> <p>発注者支援業務委託共通仕様書 第1編 総則</p> <p>第1019条 関係法令及び条例等の遵守</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<u>倫理</u>及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p>(1) 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。</p> <p>3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。</p>	<p>土木設計業務等共通仕様書 共通編 第1章 総則 総則の運用</p> <p>第1102条、第1107条、第1108条関係</p> <p>(1) 【第1102条 用語の定義】の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑨いずれかの項目に該当する技術者とする。</p> <p>① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>② ①で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」</p> <p>③ RCCMの資格保有者</p> <p>④ 「RCCMの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者</p> <p>⑤ 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者</p> <p>⑥ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者</p> <p>⑦ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者</p> <p>⑧ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者</p> <p>発注者支援業務委託共通仕様書 第1編 総則</p> <p>第1019条 関係法令及び条例等の遵守</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<u>論理</u>及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p>(1) 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。</p> <p>3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p>

共通仕様書〔業務委託編〕新旧対照表

(別表 - 1) 現場技術業務の内容及び区分表

内 容	監 督 員	受 注 者
1. 関係機関との調整業務		
(1) 関係機関との打合せ	○	○
(2) 業務補助・資料作成	○	●
2. 設計積算業務		
(1) 現地調査	○	●
(2) 発注図面及び数量算出	○	●
(3) 積算資料作成	○	●
(4) 積算データ入力	○	●
(5) 特記仕様書作成	○	●
3. 監督に関する現場技術業務		
(1) 発注に必要な資料作成等		
1) 積算・実施設計書作成	●	○
2) 起案・契約	●	
(2) 工事等の監督		
1) 契約の履行の確保		
① 契約図書の内容の把握	○	○
② 工事等打合せ	○	○
③ 施工（業務）計画書（変更含む）の受理・内容の確認	○	○
④ 施工（作業）体制の把握	○	○
⑤ 指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理	○	○
⑥ 関連工事等との調整	○	○
⑦ 工程把握及び工事等の促進指示	○	○
⑧ 部分使用の同意手続き及び検査の立会い	○	○
⑨ 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	○	○
⑩ 変更設計資料等の確認	○	○
⑪ 変更に必要な資料作成等	○	○
⑫ 積算・変更設計書作成	○	○
⑬ 工事内容変更通知	○	○
⑭ 工事等の中止及び中止に伴う工期の延長	○	○
⑮ 一般的な損害の調査	○	○
⑯ 不可抗力による損害の調査	○	○
⑰ 第三者に及ぼした損害の調査	○	○
⑱ 部分払請求出来高の確認	○	○
⑲ 工事等の関係者に関する措置請求	○	○
⑳ 契約解除に関する必要書類作成及び措置請求	○	○

(別表 - 1) 現場技術業務の内容及び区分表

内 容	監 督 員	受 注 者
1. 関係機関との調整業務	○	○
(1) 業務補助・資料作成	○	●
(除染作業業務の場合)		
(2) 市町村との除染計画調整に係る業務補助・資料作成	○	●
2. 設計積算業務		
(1) 現地調査	○	●
(2) 発注図面及び数量算出		●
(3) 積算資料作成		●
(4) 積算データ入力		●
(5) 特記仕様書作成	○	●
3. 監督に関する現場技術業務		
(1) 発注に必要な資料作成等		
1) 積算・実施設計書作成	○	○
2) 起案・契約	○	
(2) 工事等の監督		
1) 契約の履行の確保		
① 契約図書の内容の把握	○	○
② 工事等打合せ	○	○
③ 施工（業務）計画書（変更含む）の受理・内容の確認	○	○
④ 施工（作業）体制の把握	○	○
⑤ 指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理	○	○
⑥ 関連工事等との調整		○
⑦ 工程把握及び工事等の促進指示	○	○
⑧ 部分使用の同意手続き及び検査の立会い	○	○
⑨ 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	○	○
⑩ 変更設計資料等の確認	○	○
⑪ 変更に必要な資料作成等		○
⑫ 積算・変更設計書作成	○	○
⑬ 工事内容変更通知	○	○
⑭ 工事等の中止及び中止に伴う工期の延長	○	○
⑮ 一般的な損害の調査	○	○
⑯ 不可抗力による損害の調査	○	○
⑰ 第三者に及ぼした損害の調査	○	○
⑱ 部分払請求出来高の確認	○	○
⑲ 工事等の関係者に関する措置請求	○	○
⑳ 契約解除に関する必要書類作成及び措置請求	○	○

(変更)

共通仕様書〔業務委託編〕新旧対照表

内 容	監 督 員	受 注 者	内 容	監 督 員	受 注 者
2) 工事の施工状況の立会・確認等			2) 工事の施工状況の立会・確認等	○	○
① 事前調査等	○	○	① 事前調査等	○	○
② 測量等	○	○	② 測量等	○	○
③ 作業状況の把握	○	○	③ 作業状況の把握	○	○
④ 使用機械・使用材料の確認	○	○	④ 使用機械・使用材料の確認	○	○
⑤ 施工（作業）状況の確認（段階確認含む）	○	○	⑤ 施工（作業）状況の確認（段階確認含む）	○	○
⑥ 建設副産物の適正処理状況等の把握	○	○	⑥ 建設副産物の適正処理状況等の把握	○	○
⑦ 改善請求及び破壊に関する確認	●	○	⑦ 改善請求及び破壊に関する確認	●	○
⑧ 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	○	○	⑧ 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		○
⑨ 工事等の完成図書審査・指導・助言	○	○	⑨ 工事等の完成図書審査・指導・助言	○	○
⑩ 関係書類の整備	○	○	⑩ 関係書類の整備	○	○
3) 円滑な施工（作業）の確保			3) 円滑な施工（作業）の確保	○	○
① 地元対応	●	○	① 地元対応	○	○
② 関係機関との協議・調整	●	○	② 関係機関との協議・調整	○	○
4) そ の 他			4) そ の 他		
① 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等	●	○	① 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等	○	○
② 現場発生品の処理	●	○	② 現場発生品の処理	○	○
③ 臨機の措置	●	○	③ 臨機の措置	●	○
④ 事故等に対する措置	●	○	④ 事故等に対する措置	●	○
⑤ 工事完成検査等の立会い	●	○	⑤ 工事完成検査等の立会い	○	○
⑥ 工事成績評定	●	○	⑥ 工事成績評定	●	○
4. 除染モニタリング業務			4. 除染モニタリング業務		
(1) 市町村との除染計画調整に係る業務補助・資料作成	○	○	(1) 除染作業前、除染作業後のモニタリング		○
(2) 除染作業前、除染作業後のモニタリング		○	(2) モニタリング結果資料の整理		○
(3) モニタリング結果資料の整理		○			
受注者○ } 受注者が主体性をもって実施した物を監督員がチェックする事項			受注者○ } 受注者が主体性をもって実施した物を監督員がチェックする事項		
監督員○ } 監督員が主として実施するが、この際、受注者は監督員の指示により補助作業を行う事項			監督員○ } 監督員が主として実施するが、この際、受注者は監督員の指示により補助作業を行う事項		
受注者○ } 双方共、主体性をもって実施する事項			受注者○ } 双方共、主体性をもって実施する事項		
監督員○ } 受注者が主体性をもって実施する事項			監督員○ } 受注者が主体性をもって実施する事項		
受注者○ } 監督員が主体性をもって実施する事項			受注者○ } 受注者が主体性をもって実施する事項		
監督員○ } 受注者が主体性をもって実施する事項			監督員○ } 受注者が主体性をもって実施する事項		

(修正)